

ZY13-01 論文要旨説明書

報告論文のタイトル：米国における銀行商品サービス抱き合わせ規制とリレーションシップバンキングの展開

報告者・共著者（大学院生は所属機関の後に（院生）と記入してください。）

報告者氏名： 月吉 淳

所属： みずほ債権回収株式会社

共著者 1 氏名：

所属：

共著者 2 氏名：

所属：

論文要旨（800 字から 1200 字，英文の場合は 300 から 450 語）

我が国における銀行の抱き合わせ取引は、独禁法の公正な競争秩序維持の観点からの規制に加えて、事業法による弊害防止の観点からも規制されている。すなわち、独禁法において不公正な取引方法として規制される（独禁法第 2 条 9 項 6 号を受けた一般指定 10 項による規制）ほか、銀行法上、銀行の優越的地位にもとづく不当な影響力の行使（銀行法第 13 条の 3、銀行法施行規則第 14 条の 11 の 3）として、また、銀行持株会社傘下のグループ関連会社間における利益相反行為（金融商品取引法第 44 条の 2、同 3）として規制される。

現状、抱き合わせに関する研究の状況についてみると、いわゆる典型的かつ一般的な商品又はサービスを対象にした抱き合わせは、先行研究等により相当程度に整理・解明が進んでいる。これに対して、銀行業における金融商品又は金融サービスを対象にした抱き合わせについては、昨今の総合金融機関の誕生あるいはリレーションシップバンキング及びワンストップショッピング等の展開を視野に入れた実際の銀行業務に適合するような整理について、なお課題として残存しているように窺える。

本報告は、米国における金融商品・サービスの抱き合わせに関し、その主要法令である 1970 年改正銀行持株会社法 106 条における規制について概観し、続き、一般商品・サービスの抱き合わせ判例とその法理を確認した後、同法による規制の重要論点である反競争的行為（Anticompetitive Practice）、経済力（Economic Power）、及び反競争的効果（Anticompetitive Effect）について着意しながら、銀行における金融商品・サービスの抱き合わせ判例を整理し動向を考察する。その上で、1970 年改正銀行持株会社法 106 条について、金融市場の転換をもたらした 1999 年グラムリーチブライリー法（Gramm Leach Bliley Act）の影響を参照し、議会の要請を受けて 2003 年に調査公表された規制当局の運用解釈等を確認しつつ、金融業務において総合取引採算確保の観点より重要な業務手法であるリレーションシップバンキングに対する 1970 年改正銀行持株会社法 106 条の適用について、現代的意義の観点から考察を行なう。そして、抱き合わせに関する米国 1970 年改正銀行持株会社法 106 条による米国銀行業における今後の動向を展望し、我が国への示唆を得る。

以上